



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 日本化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 棚橋 洋太
(コード番号 4092 東証 1 部)
問合せ先 総務人事部長 畑 和憲
(TEL 03 - 3636 - 8111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしました。併せて、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 159 期定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場する当社といたしましては、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 159 期定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として実施するものです。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	89,227,755 株
併合により減少する株式数	80,304,980 株
併合後の発行済株式総数	8,922,775 株

（注）併合により減少する株式数及び併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、併合割合（10 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数	200,000,000 株
併合後の発行可能株式総数	20,000,000 株

（3）併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	350 名（ 4.0%）	795 株（ 0.0%）
10 株以上	8,382 名（ 96.0%）	89,226,960 株（100.0%）
総株主数	8,732 名（100.0%）	89,227,755 株（100.0%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」のお手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

（4）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

（5）併合の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 159 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

（1）変更の目的

「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に記載のとおり、平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数及び発行可能株式総数を変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万</u> 株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 変更の条件

平成29年6月27日開催予定の第159期定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

平成29年5月18日	取締役会決議日
平成29年6月27日	第159期定時株主総会(予定)
平成29年10月1日	単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合の効力発生日は、平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

添付資料 : (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか

A 2. 複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では 10 株を 1 株に併合します。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場する当社といたしましては、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたします。

併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的として、10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q 4. 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか

A 4. 株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例②	3,333 株	3 個	333 株	3 個	0.3 株
例③	250 株	なし	25 株	なし	なし
例④	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合（例②、例④）には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前の所有株式が 10 株未満の株主様（例④）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合の効力発生日前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 株主様のご所有の株式数は、株式併合により 10 分の 1 となりますが、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様ご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減りませんか

A 7. 今回の株式併合により株主様ご所有の株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後は、併合の割合を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主側で、何か必要な手続きはありますか

A 8. 特段のお手続きは必要ございません。

Q9. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか

A9. 次のとおり予定しております。

平成29年6月27日 第159期定時株主総会
平成29年9月27日 100株単位での売買開始日
平成29年10月1日 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成29年10月下旬 株主様へ株式併合割当通知発送
平成29年12月上旬 端数株式処分代金の支払開始

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)